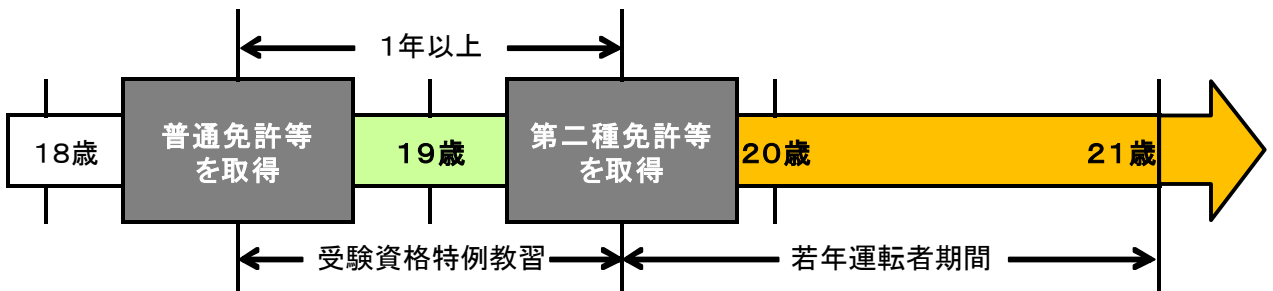


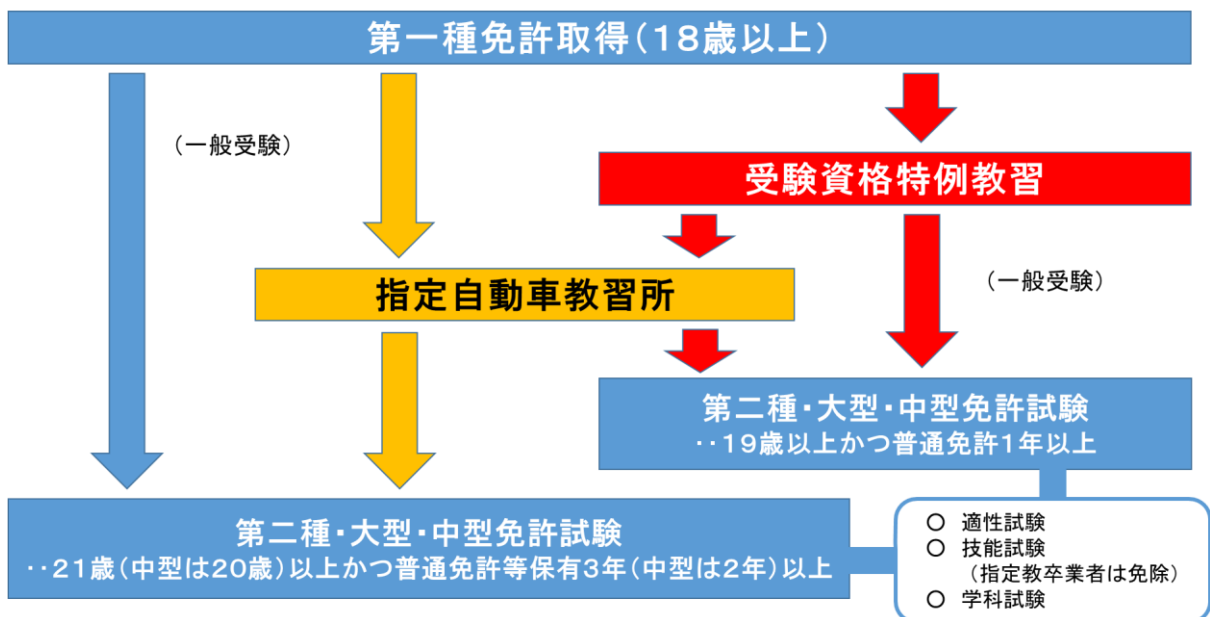
第二種免許等受験資格の見直しの概要

- 受験資格特例教習を修了した者について、第二種免許・大型免許・中型免許の受験資格を19歳以上・普通免許等取得後1年以上に緩和します。
- 21歳（中型免許は20歳）に達するまでの間（若年運転者期間）に、違反をして一定の基準に該当した場合は、若年運転者講習の受講を義務付けます。
 受講しなかった場合及び受講後に再び違反をして一定の基準に該当した場合は、特例を受けて取得した免許を取り消すこととなります。

【制度の全体図】



【新制度における第二種免許等の取得までのフローチャート】



【受験資格特例教習】

受験資格特例教習は、第二種免許等の運転に必要な適性又は技能に関する教習を行います。

○ 年齢要件に係る特例を受けるための適性に関する教習

※ 対象：21歳（中型免許は20歳）未満の者

- ・ 運転者としての資質の向上に関すること及び自動車の運転に必要な適性（自己制御能力）に関する教習
- ・ 自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導

○ 経験年数要件に係る特例を受けるための技能に関する教習

※ 対象：普通免許等取得後3年（中型免許は2年）未満の者

- ・ 自動車の運転に必要な技能に関する教習（27時限以上）
- ・ 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識に関する教習（2時間以上）

○ 教習時間は36時限以上

（適性に関する教習：7時限以上、技能に関する教習：29時限以上）

【若年運転者講習の受講基準等】

若年運転者講習の受講及び受講後の特例を受けて取得した免許の取消しの基準は、若年運転者期間内に違反行為をして、その合計点数が3点以上となった場合（1回の違反で3点となる場合は除く。）となります。

【若年運転者講習の内容】

- 運転者として資質の向上に関すること及び自動車の運転に必要な適性（自己制御能力）について実施します。
- 講習時間は9時間
講習手数料は、1時間当たり2,250円（計20,250円）